

平成27年8月から変更される 介護保険制度の内容についてお知らせします。

介護保険制度は、3年に1度制度改正が行われています。平成27年度の介護保険制度改正の主な内容は、「高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実させる」「低所得者の保険料軽減を拡充させる。また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す」となっています。

(1)一定以上の所得がある人は、介護サービス費用の利用者負担が2割になります(表(1))。

所得は、個人町・県民税で用いる前年所得により判定します。

表(1)介護サービス費負担割合区分

所得要件		自己負担割合
合計所得が160万円未満の人		1割
合計所得金額 160万円 以上の人	同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額 1人世帯:280万円未満 2人以上世帯:346万円未満	1割
	上記以外の人	2割

※要支援・要介護認定を受けた人全員に、利用者の負担割合を記載した介護保険負担割合証を発行します(7月下旬発送予定)。

※介護保険サービスを利用されている方は負担割合証が届きましたら居宅介護支援事業所または、入所施設へ提出されますようお願いいたします。

負担割合証の有効期限は、8月1日から翌年の7月31日までです。

(2)高額介護サービス費などの利用者負担段階区分に、「現役並み所得相当」が新設されます(表(2))。

介護保険では、1ヶ月ごとの利用者負担が限度額を超えたとき、申請によりその超えた額を介護サービス費として払い戻しを受けられます。

その限度額のうち、医療保険の現役並み所得(課税所得145万円以上で年収が520万円以上、単身世帯の場合383万円以上)に相当する方については月額37,200円から44,400円に引き上げられます。その他の方の限度額については、据え置きとなります。

表(2) 高額介護サービス費の利用者負担段階区分

区 分		自己負担限度額(月額)	
町民税非課税 世帯の人	本人の年金収入80万円以下など	15,000円(個人)	据え置き
	本人の年金収入80万円を超えるなど	24,600円(世帯)	
町民税課税 世帯の人	一般(下記以外の町民税課税世帯)	37,200円(世帯)	新設
	現役並み所得相当(課税所得145万円以上で年収が520万円以上、単身世帯の場合383万円以上)	44,400円(世帯)	

(3)低所得の施設利用者が受けられる食事・居住費の補助の適用条件が変わります。

施設利用者(介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設)のうち、配偶者及び同居家族が町民税課税者の場合や、預貯金などが一定額(1人1千万円、夫婦2千万円)を超える場合は補助が受けられません(住民票を別にしていても配偶者の所得は勘案されます)。補助を受けるには、負担限度額認定申請が必要です。負担限度額認定申請書に、通帳の写し、金融機関などへの預貯金照会同意書を添付して申請してください。

新しい負担限度額認定申請の認定証の有効期限は、8月1日から翌年の7月31日までです。

問合せ先 健康課 介護保険係 ☎64-8802(直通)

納税通知書を7月中旬に送付します

地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の税率などが一部変わります。

今年度の国民健康保険税納税通知書を7月中旬に発送します。病気やけがをしたときの医療費は、納付された国保税と国の補助金で賄われています。納期までに納めましょう。

国民健康保険税の限度額の引き上げと軽減の拡充

◆賦課限度額を引き上げます

所得の高い人でも、国民健康保険税(料)の負担については賦課限度額が決まっています。所得に応じた保険税(料)の納付となるように賦課限度額が引き上げられます。これにより中間所得層の被保険者に配慮した保険税(料)設定となります。

保険税(料)の 賦課限度額の見直し		医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分	合計
	これまで	51万円	16万円	14万円	81万円
	見直し後	52万円	17万円	16万円	85万円

◆所得の低い人への保険税(料)の軽減措置が拡充されます

世帯の前年中の所得が定められた所得基準を下回っている場合は、保険税(料)の均等割額と平等割額が所得に応じて7割・5割・2割軽減されます。この軽減の基準となる所得額が引き上げられ、保険税(料)を軽減される人が多くなります。ただし、国保加入者に未申告の人がいると軽減が適用されません。

①5割軽減の拡大	②2割軽減の拡大
これまで	これまで
世帯の所得の合計額が 基準額33万円+24.5万円×被保険者数以下	世帯の所得の合計額が 基準額33万円+45万円×被保険者数以下
改正後	改正後
世帯の所得の合計額が 基準額33万円+26万円×被保険者数以下	世帯の所得の合計額が 基準額33万円+47万円×被保険者数以下

問合せ先 住民税務課 税務係 ☎82-2113(直通)

荒船風穴友の会からのお知らせ

①荒船風穴の清掃活動を実施します

「荒船風穴友の会」では荒船風穴史跡内の除草作業を実施することになりました。

将来にわたり世界遺産を守り、価値を伝えていくためには、多くの方のご理解と継続的な取り組みが必要です。参加をお待ちしております。

■日 時 平成27年7月18日(土)午前6時30分～9時00分

■定 員 30人(受付順) ■集 合 荒船風穴見学者広場

■持 ち 物 ほうき、軍手、帽子、飲み物、タオル

■申込み先 下仁田町歴史館 ☎82-5345 FAX67-7776 ※お名前、ご住所、連絡先をご連絡ください。

■友の会会員の皆様へ 今回は広報紙でのご案内のみとさせていただきます。ご了承ください。

②荒船風穴で物品販売してみませんか!

昨年度から風穴近くの見学者広場で「風穴市場」を開催しています。来訪者の方に地元の特産品や野菜などを販売して下仁田町をPRしたいという方をお待ちしています。

■環境保全や食品衛生法などの関係で、販売できないものもありますので、まずはお相談ください。

■テント、机、イスをお貸しします。■1日500円の出店料がかかります。

※「荒船風穴友の会」とは?

国内最大規模の蚕種の貯蔵施設だった荒船風穴を「守り、活かし、伝える」ことを目的とする民間支援組織です。平成26年5月に設立され、549人(平成27年6月1日現在)が会員登録されています。

問合せ先 下仁田町歴史館 ☎82-5345

国民健康保険・後期高齢者医療制度からのお知らせ

7月中に保険証や受給者証を郵送します

現在使用している後期高齢者医療被保険者証や国民健康保険高齢受給者証、福祉医療費受給資格者証は、7月31日で有効期限が切れます。引き続き対象となる人には、7月中に新しい被保険者証、受給者証、受給資格者証を発送します。8月1日から使用してください。

後期高齢者医療被保険者証

《対象》75歳以上の人、または65歳～74歳までの障害認定を受けていて後期高齢者医療被保険者証をすでに持っている人です。

新しい被保険者証(茶色)が届きましたら、氏名、住所、生年月日等を確認していただき、今まで使用していた被保険者証は、ご自分で破棄してください。

◆「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けている方は、被保険者証と同じく7月31日に期限が切れます。新しい認定証を被保険者証に同封しますので、ご確認ください。

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」を入院や、高額な外来診療を受ける際に医療機関に提示すると、医療費の窓口負担と、入院時の食事代などが所得に応じた負担額でおさえられます。住民税非課税世帯の被保険者の方で、交付を希望される方は、役場までお問い合わせください。

※希望者には保険証を「簡易書留」でお送りします。ご希望の方は7月14日までに国保係へご連絡ください。

70～74歳の方の国民健康保険高齢受給者証

《対象》国民健康保険に加入している70～74歳までの人(後期高齢者医療制度加入者は除く)です。

《有効期限》来年の7月31日か満75歳になる前日までです。

国民健康保険加入者の限度額適用・標準負担額減額認定証

現在交付を受けている方は7月31日で期限が切れますので、再度窓口で申請をしてください。

この証は、入院の他、高額な外来診療・お薬にも適用されます。新規交付希望者は、お早めに申請のうえ医療機関に提示してください。

ひとり親家庭や障害のある人の福祉医療費受給資格者証

《対象》18歳未満の子どもがいるひとり親家庭で、すでに福祉医療費受給資格者証を持っている人です。

※対象となる人で、平成27年度の住民税などの申告や資格の確認が必要な人には、その旨を通知します。

後期高齢者医療の保険料額決定通知書を郵送します

後期高齢者医療の保険料額決定通知書

後期高齢者医療制度の加入者に、保険料額決定通知書を7月中に発送します。普通徴収の第1期の納期限は7月31日です。今年度、新たに75歳になる方は、国保税などを口座振替で納付していても、新たに申込みが必要です。

問合せ先 健康課 国保係 ☎64-8801

第65回『社会を明るくする運動』について

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

法務省主唱の『社会を明るくする運動』の強調月間が7月1日から一か月間全国一斉に展開されます。今年で65回目を迎えるこの運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

今年の運動の重点事項は、「出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと」「帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと」です。

犯罪や非行のない明るい社会づくりにそれぞれの立場において御協力をお願いします。

問合せ先 総務課 地域安全係 ☎82-2110